

# 休日等保育のご案内

みふねの里保育園では保護者の就労形態の多様化に伴う休日の保育需要に対応するため令和6年7月から休日保育を開始します。

通常は平日（土曜日を含みます）の利用しかできませんが、次の要件をいずれも満たす児童は休日等に保育園を利用することができます。

## 利用条件

- 君津市内の認可保育所等に在園していること（市外在住者の方も含みます）。
- 市外の認可保育所等に在園している市内在住児童
- 休日等において保護者の就労により保育の必要性があること。
- 休日等保育の利用月において満1歳以上の就学前児童であり、離乳食が完了していること。
- 健康で集団生活ができること。
- 慣らし保育が終了していること。

## ◇利用できる保育園

施設名：君津市立みふねの里保育園

住 所：君津市貞元323番地1（電話：0439-29-5472）

## ◇利用できる休日等

12月29日から1月3日までを除く日曜日・祝日

## ◇利用時間

午前8時30分から午後5時まで

## ◇持ち物

・昼食及び水筒※、おやつ

※保育中不足のないよう十分な水分量をお願いします。

夏期は特に消費量が多いので多めに持参するよう心がけてください。

・帽子（外遊び用に使用します。ご自宅用でかまいません）

## ◇保育料

無料※

※利用する月と同じ月に登園しない日を利用回数分設ける必要があります。

## ◇定 員

10名程度

#### ◇利用までの流れ

休日等保育を利用される場合の流れは次のとおりです。

##### ①利用登録

利用したい月の前月の15日までに「君津市休日保育利用登録申請書」等の必要書類をみふねの里保育園へ提出をお願いします。

※各種書類についてはみふねの里保育園、市役所2階保育課でお渡しできます。また、君津市のホームページからもダウンロードできます。

##### ②面接

書類を提出いただく際に面接も行いますので事前にみふねの里保育園に連絡し、調整してください。

##### ③通知書の発行

面接後、「君津市休日保育利用登録承認通知書」が発行されます。

##### ④利用申込

「君津市休日保育利用登録承認通知書」の発行後、手渡されるQRコードにて申し込みを行ってください。申込期限は利用したい月の前月1日から25日までとなります。

例) 8月に利用したい場合、利用申込期間は7月1日から7月25日まで

#### ◇提出書類

(1) 君津市休日保育利用登録申請書

(2) 健康等調査票

(3) 休日等就労証明書

(4) その他市長が必要と認める書類(該当者のみ)

(※1) 提出書類は、みふねの里保育園、市役所2階保育課の窓口にて配布しています。また、君津市のホームページからもダウンロードできます。

(※2) 休日等保育の登録後に登録内容の変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

(※3) 勤務先の変更があった場合などには、休日就労証明書の再提出が必要です。

#### ◇インターネット申込時及び申し込み後の注意事項

①インターネット上で日付を選択できない場合、該当日は定員が満員になっているためご利用いただけません。

②インターネットでの申し込み後、必ず利用日の前営業日までに「休日保育送迎者チェックカード」をみふねの里保育園へ提出してください。

③利用日当日は「振替休日確認書」に平日通う園からのサインをもらい、提出してください。

#### ◇利用のキャンセル

提出書類提出後、やむを得ず利用をキャンセルする場合は利用日の 5 日前まで(5 日前が休日等の場合はその前の開庁日まで)に必ず休日等保育キャンセル届出書を提出してください。

#### ◇利用にあたっての保護者の方へお願い

- ・予めお届けいただいた緊急連絡先が変更になった場合は、必ずお知らせください。
- ・申し込んだ時間は厳守してください。遅れる場合や、お迎えの方が変更になる場合は、実施園に必ず連絡してください。
- ・急遽利用がなくなった場合は、午前 8 時 30 分までに実施保育園にご連絡ください。
- ・初回利用の際は児童の様子をお伝えください。

#### ◇病気について

- ・発熱・下痢…保育園において下痢が続いたとき、発熱したとき、または食欲・機嫌などの状態が悪いときは、ご連絡しますので、お迎えに来てください。
- ・薬はお預かりできません。
- ・みずぼうそう、はしか、耳下腺炎、結膜炎などの伝染性の病気(感染症)のときは、利用できません。

#### ◇災害について

次の場合は原則臨時休園になりますので、登園前の場合は安全な場所での待機をお願いします。

- ・特別警報(数十年に一度の大震災が起こると予想)が発表された場合
- ・震度5弱以上の地震が発生し、施設等に被害が確認される場合
- ・風水害で休日保育実施園の地域に警戒レベル3(高齢者等<子どもを含む>避難開始)以上が発令された場合

(災害が発生したら)

- ・災害が起きた場合は身の安全を優先した上で、できるだけ早くお迎えに来てください。
- ・引き渡しの際には、保育士の確認を受けてください。
- ・最寄りの災害時避難場所及び広域避難場所などを事前にご確認ください。

#### ◇その他

- ・休日等保育を利用することにより、お子さまが保護者の方と過ごせる日がなくなってしまうおそれがあります。休日等保育を利用した場合は、お子さまのストレスとならないよう可能な限りご家庭で保育する時間を設けていただくようお願いいたします。
- ・偽りの申込みにより利用の承諾を受けたとき、または対象児童となる要件に該当しなかったときは、休日等保育の利用ができなくなる場合があります。